

境町子ども読書活動推進計画

第二次推進計画



境町教育委員会

境町子どもの読書活動推進計画

目 次

第1章 計画策定の背景

- 1 子どもの読書活動の意義
- 2 国、県の動向

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の目標
- 3 計画の期間
- 4 子ども読書活動推進計画の体系

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 学校等における子どもの読書活動の推進
- 3 公民館図書室・地域における子どもの読書活動の推進

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである」と定められており、また、同法に基づき報告された「子どもの読書の推進に関する基本的な計画」には「読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる」と明記されております。

一方で、タブレットやスマートフォン等が普及し、インターネットやSNSなど、本以外から簡単に情報を得ることができるなど、知識の取得方法が多様化したことにより、子どもの読書離れが懸念される状況が続いています。また、新型コロナウイルス感染症の影響や、ICT等の先端技術の発達により、学校において一人一台端末を活用した授業や学校と自宅等を通信ネットワークで接続したオンライン授業が行われるなど、子どもたちの学びや生活のスタイルが大きく変化しています。

このような時代背景から、読書活動をあらゆる場面に取り入れることにより、本町の次代を担う子どもたちが豊かな感性や想像力をはぐくみ、学び意欲とともに考える力を身に付けていくことは極めて重要なことです。

2 国、県の動向

平成13年12月 国

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定し公表するよう努めなければならないことが定められるとともに、4月23日を「子ども読書の日」とすることとされました。

平成14年 8月 国

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次)が策定されました。

平成16年 3月 県

「いばらき子ども読書活動推進計画」(第一次)が策定されました。

平成18年12月 国

教育基本法が改正され、新たに家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力についての規定が盛り込まれました。

平成19年 6月 国

学校教育法が改正され、義務教育の目標の一つとして子どもたちに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が盛り込まれました。

平成20年 3月 国

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）が策定されました。

平成22年 1月 県

「いばらき子ども読書活動推進計画」（第二次）が策定されました。

平成27年 3月 県

「いばらき子ども読書活動推進計画」（第三次）が策定されました。

平成28年 3月 町

「境町子ども読書活動推進計画」が策定されました。
（期間：平成28年度～平成32年度）

令和4年 3月 県

「いばらき子ども読書活動推進計画」（第四次）が策定されました。
（期間：令和4年度～令和7年度）

令和5年 12月 町

「境町子ども読書活動推進計画」（第二次）が策定されました。
（期間：令和6年度～令和8年度）

*上位計画策定後に更新する。計画期間については、おおむねとする。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるような環境整備を推進することが重要です。

国において、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、平成14年には、「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画（第一次）」が策定され、現在は第四次基本計画に基づいて読書活動の推進が図られております。これらを受け、県においても令和4年に「いばらき子ども読書活動推進計画（第四次推進計画）」が策定されました。

境町としては、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、「境町子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策についての方向性を示し、取組を推進することを目的とします。

2 計画の目標

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供を推進します。

子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることをねらいとし、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整える施設・設備その他の環境の整備や充実に努めていきます。

(2) 家庭、地域、学校における読書活動を推進します。

子どもの自主的な読書活動を推進するため、子どもの読書活動に携わる学校、中央公民館図書室などの関係機関等が緊密に連携し、相互に協力を図り、子どもの自主的な読書活動の推進を図るよう体制の整備に努めていきます。

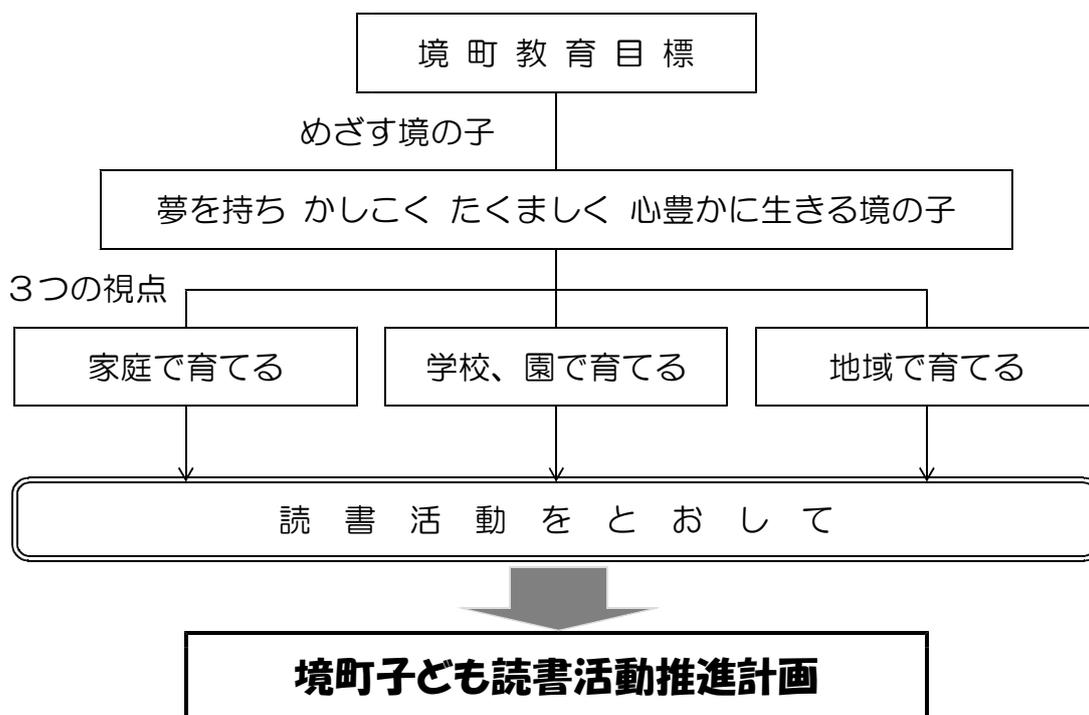
(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及をします。

読書活動は、子どもの好奇心を育て、想像力あふれる豊かな感性をはぐくむ大切なことです。このことに対して保護者や地域全体が理解と関心を持ち、読書活動を推進していくことで、子どもに自主的な読書への態度や読書習慣を身に付けさせることができます。読書活動の意義や重要性について広く広報・啓発を推進することに努めていきます。

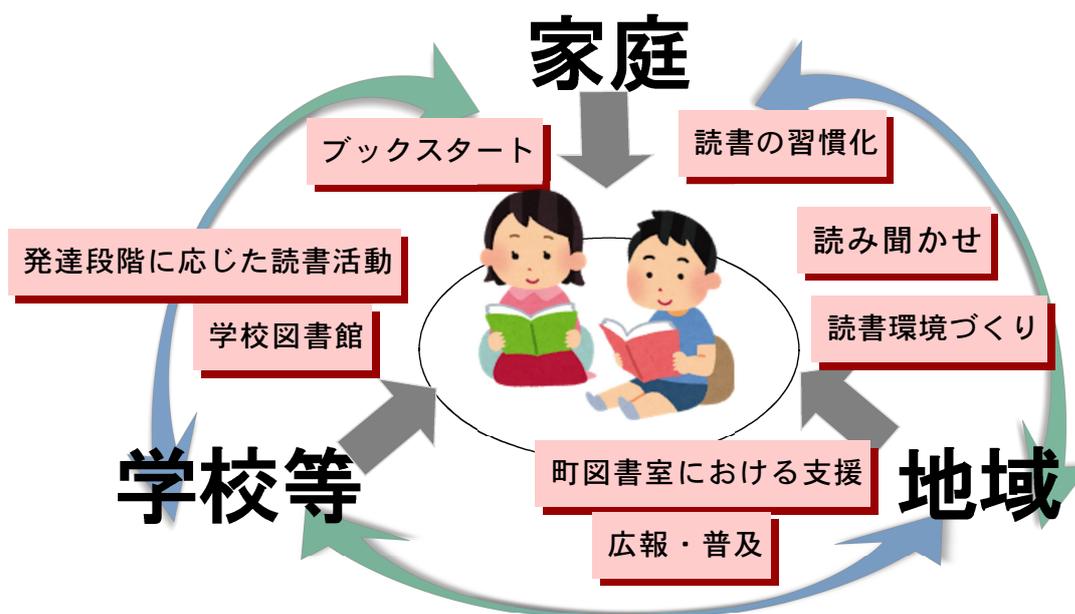
3 計画の期間

令和6年度から令和8年度までのおおむね3年間とします。

4 子ども読書活動推進計画の体系



体系のイメージ



第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現 状】

家庭は、子どもが初めて本と出会う場であり、親子や家族とともに本や物語への興味、関心を培う場としての役割が大きいと言えます。一方、生活習慣の多様化や、テレビやゲーム機、インターネットなどの普及により、家庭での読書の機会が少なくなっています。

【方 策】

家庭において、読み聞かせなど、親子で本と関わる時間を共有することは、子どもが読書の習慣を身に付けるうえで大切です。子どもの発達段階に応じながら、保護者に対する普及や啓発を進めていきます。

幼児や低学年の児童がいる家庭では、保護者が子どもに絵本などの読み聞かせを行ったり一緒に読書をしたりするなど、本と関わる時間を増やすことによって読書の習慣化につながります。

町中央公民館図書室にある読み聞かせ用のスペースでは、大幅に入れ替えた蔵書を活用し、個人での利用はもちろんのこと、町内のボランティア団体の読み聞かせも行われています。読み聞かせ用の大型絵本は福祉団体等への貸し出しもできます。

(1) 本との出会いの場づくり

乳幼児検診（3ヶ月検診）の機会に、保護者に対して、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを伝えながら、絵本や子育てに関する資料を無料で手渡す「ブックスタート」事業を進めていきます。

保護者の中には、赤ちゃんへの声のかけ方や、接し方に関して難しさを感じている方もいますが、ブックスタートの活用により、絵本を使って親子であたたかな楽しい時間を持てる効果も期待できます。

(2) 「子ども読書の日」の啓発

子ども読書の日（4月23日）及び子ども読書週間（4月23日～5月12日）の意義について広報し、家庭における読書活動の推進に努めます。

2 学校等における子どもの読書活動の推進

【現 状】

茨城県「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」における令和4年度境町集計状況は、次のとおりです。

境町内小学校 4～6年生 在籍者数：627名 (H13年度開始事業)	読書量50冊達成 (1年間)	421名	67.1%
	" 300冊達成 (3年間)	31名	4.9%
境町内中学校 1～3年生 在籍者数：573名 (H18年度開始事業)	読書量30冊達成 (1年間)	133名	23.2%
	" 150冊達成 (3年間)	15名	2.6%

小学校4年生～6年生は約7割の児童において年間50冊以上の読書量がありますが、中学生になるとなかなか読書の時間がとれない現状があるようです。小学生のうちに、日常生活の中に読書を取り入れていく習慣づくりという視点からの取組も必要です。

また、全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙の回答集計結果（令和4年度）から、本町の小学6年生の児童及び中学2年生の生徒はともに、学校の授業時間以外における平日（月曜～金曜）の読書時間の平均値は、茨城県や全国の平均値と比較して少ない傾向にあるのも現状です。

保育園では絵本の読み聞かせや紙芝居を毎日実施しており、大型絵本も購入していますが、蔵書量が足りない現状もあります。

【方 策】

(1) 朝読書など読書活動の推進

学校全体で読書に親しめる雰囲気づくりのため、各校における朝の読書活動の取組の推進、さらには読書ボランティア等との連携により読み聞かせの場を設け、読書活動を推進します。



朗読ボランティアによる読み聞かせ

(2) 学校図書館の図書や資料等の充実

子どもたちがすすんで立寄りたくなる図書館づくりのため、魅力ある図書や、国際感覚を高める展示、各教科と関連した学習を深めることができるための図書整備を進めます。



ハワイ州ノエラニ小コーナー（境小）
※姉妹校であるノエラニ小を、交流品を通して身近に感じられるコーナー



森の図書館（森戸小）
※自然の中でリラックスをしての読書がコンセプト

(3) 県事業や応募活動への積極的な取組や学校独自の活動の推進

茨城県が推進している「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」【小学校（平成13年度開始）中学校（平成18年度開始）】や読書感想文に関わる応募活動へ積極的に取り組み、読書郵便や読書集会などの学校独自の活動を推進します。

(4) 学校図書館支援員の配置

図書館の運営や整備、さらには児童生徒に対する図書に関する助言や紹介を行う「学校図書館支援員」の配置を進めます。

(5) 保護者との連携

家庭において子どもたちが本に親しむ時間をつくれるよう、読書の効果や読書活動の重要性について保護者への啓発をすすめ、意識高揚を図ります。

(6) 茨城県立図書館との連携

定期的に県立図書館の学校図書館支援用図書（貸出図書パック）を活用し、学校図書館の蔵書不足を補います。

(7) 保育園や幼稚園における推進

幼児期の子どもたちにとって、図書に対する関心を高めていく出会いの場となるように、読み聞かせや紙芝居などの取組を一層推進します。

3 公民館図書室・地域における子どもの読書活動の推進

【現 状】

地域の中心となる町の図書室は、中央公民館内に設置され、町民の読書活動や学びの拠点として重要な役割を果たしています。一方、建物が老朽化していることや、スペースが狭いなどの課題もあるため、利用しやすい環境整備と魅力向上に努めています。

令和4年度の中央公民館図書室における貸出状況は次のとおりです。

月貸出人数 (月平均)	貸出人数 (1日平均)	貸出冊数 (1日平均)	貸出冊数 (1人当たり)
493人	19.8人	52.3冊	2.6冊

【方 策】

(1) 児童コーナーの活用と設備の充実

児童コーナーの周知を図り、活用への関心を高めていきます。設置された読み聞かせスペースと、ソファ等を充実させた閲覧スペースの有効活用のための手立てを専門的な知識を有する方に助言を受けながら進めていきます。

(2) 図書室の蔵書・資料の充実

子どもたちをはじめ誰もが読書活動に親しめる場として、図書室の図書や資料の充実を図り、図書室の魅力の向上に努めます。特に、子どもたちが早くから本に親しむことができるように、幼児や児童向け図書の整備など親子で読書が楽しめるための環境づくりに努めます。



子どもたちの夢が広がる児童コーナー

(3) 利用しやすい環境づくり

受付カウンター横のタッチパネル式検索用パソコンで蔵書に関する情報、カウンター前のタブレットで図書に関する情報を調べることができるようにしています。子どもの身長や目線に配慮した図書の配置や、ゆったりと読書を楽しむことができるようなソファやテーブル、スタンドライトなどを配置しています。

また、新着図書や話題の図書、季節のテーマ図書などのコーナー設置や本の内容を紹介するポップ表示をするなど、小学校の国語科における学習内容と連携を図りながら進めていきます。



読書を楽しむための環境づくり（中央公民館）

（４）読書ボランティアとの連携

読み聞かせボランティア団体等と連携し、町図書室内に設置された読み聞かせスペースを活用し、読書への関心を高める取組を進めていきます。

（５）情報提供の充実等

町ホームページや町広報誌を活用し、新着図書や話題となっている書籍の紹介を行い、本との出会いの場づくりに努めます。また、子どもたちが図書室や本に親しめるよう図書の配列や展示方法等を工夫していきます。さらに、図書の検索システムを導入して利便性の向上に努めるとともに、町民が希望する本を揃えるなど住民のニーズに応えていきます。

（６）地域における取組

「さかい子育て支援センター（S-WORK+KIDS・キッズハウスさかい）」や放課後児童クラブにおいて、本にふれあう機会を増やすことができるように、蔵書数の増加やレイアウトの工夫を進めていきます。



キッズハウスさかい外観



空間を工夫した図書スペース